川崎市「人・農地プラン」検討会設置要綱

（設置）

第１条　人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（制定　平成２４年２月８日付け２３経営第２９５５号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体（以下「経営体」という。）の確保、経営体への農地の集積及び経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した「人・農地プラン」の策定について検討するため、川崎市「人・農地プラン」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）人・農地プランの作成に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　検討会は、次の各号に掲げる者から推薦された者（以下「委員」という。）で構成する。

（１）農業者等（認定農業者、大規模個別経営者、女性農業者、農業法人、集落営農組織等）

（２）川崎市農業委員会

（３）セレサ川崎農業協同組合

（４）神奈川県横浜川崎地区農政事務所

（５）神奈川県農業技術センター横浜川崎地区事務所

２　座長は、委員の互選により選出する。

３　委員のおおむね３割以上は女性農業者とする。

（検討会）

第４条　検討会は、座長が招集する。

２　前項の会議は、必要に応じて開催する。

（事務局）

第５条　検討会の事務局は、川崎市都市農業振興センター農業振興課に置く。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年８月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。